

富士市消防本部からのお知らせ

# 立体駐車場にて 大規模な火災が発生しました

令和5年8月20日、神奈川県厚木市のパチンコ店にある立体駐車場において、駐車してあった152台の車両が燃える大規模な火災が発生しました。ガソリン等の燃料を搭載した車両が隣接して駐車していることから、火の回りが早かったと考えられます。

今後、類似した火災の発生を防止するため、次の内容をご確認いただき、より一層の防火対策等の強化をお願いします。



## ☆防火放火対策の推進

立体駐車場は、人気が少ないことから異常に気づかず、また放火されやすい環境となります。

そのため、従業員による巡回強化、監視カメラの設置及び監視の強化、放火火災防止対策強化中である旨の注意喚起の積極的表示、不要な物品を置かない等、防火放火対策の一層の強化をお願いします。

## ☆消防訓練の実施

万が一、火災が発生した場合、被害を最小限にとどめるためには、迅速・適切な初期消火や避難誘導が大切となります。

そのため、定期的な消火、通報及び避難訓練の実施(立体駐車場で火災が発生した場合を想定した消防訓練も行いましょう!)並びに従業員全員が消火器や移動式粉末消火設備等の設置場所及び使用方法を把握し、誰でも実際に使用できるよう実践的な教育訓練を行いましょう。

富士市消防本部

お問合せ 富士市消防本部予防課

TEL:0545-55-2859

# 移動式粉末消火設備

## 使い方を CHECK!!

### 移動式粉末消火設備とは

- ・初期消火用の設備で、箱の中に加圧用ガス容器、粉末消火薬剤の貯蔵容器、ホースと噴射ノズル(20mまで延ばせます!)がセットされています。
- ・火災場所まで人がホースをのばし、ノズルを操作して粉末消火薬剤を放出します。



①扉を開ける



②加圧用ガス容器(緑)のバルブを全開にする  
(反時計回り:左回転)



③ホースの付け根にある放出弁を全開にする



④ホースを延ばしてバルブのノズルを全開にする

## ☆こんな事案も……

平成 22 年 9 月、新潟県柏崎市で発生した駐車場火災において、移動式粉末消火設備の加圧用ガス容器の容器弁が開放できないという事案が発生しました。

そのため、点検基準等が改正され、容器弁の開放点検が必要となりました。



容器への表示事項に重ならない、見やすい位置に貼付します。

一度開閉操作が容易にできることを確認したバルブ類は、開放点検を行っているか明確になるように、容器弁バルブ類点検済証が貼付されます。

## 防火対象物の関係者は、消防用設備等を点検し 報告する義務があります。

(消防法第17条の3の3)

▼詳細はこちら



点検時期は

機器  
点検

6か月ごと

総合  
点検

1年ごと

一定規模以上の建物の管理権原者は、防火管理者を定め消防計画に基づく消防用設備等の点検及び整備を含む防火管理上必要な業務を行わなければならない。(消防法第8条第1項)

点検  
未実施

消防機関へ  
未報告



消防法に基づく

**命令や罰則の対象**となります。

お問合せ 富士市消防本部予防課

TEL:0545-55-2859